

議案第38号

多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

施設名称・位置	指定管理者		指定期間
	所 在	名称及び代表者名	
滞在型市民農園施設 「ブルーメンやまと」 多可郡多可町八千代区大和 1483番地	多可郡多可町 八千代区大和 1520番地1	大和体験交流協会 理事長 嶋田勝喜	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで